

## 質問回答

2022年11月7日

「インド国ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト【有償勘定技術支援】」

(公示日:2022年10月26日/公示番号 22a00320) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第6条 (12) 執務室	実施期間はデリーに本拠地を置くのに対して、本調査対象の都市はグジャラート州とマハラシュトラ州になります。コンサルタントの執務室については、具体的にどの都市に設置することを想定されていますでしょうか。	デリーにある住宅都市省の下部組織である都市地方計画機構 (TCPO) を主な拠点としつつ、マハラシュトラ州のムンバイ都市圏開発庁 (MMRDA) 及びグジャラート州にある Ahmedabad Urban Development Authority (AUDA) または Ahmedabad Municipal Corporation (AMC)、Surat Urban Development Authority (SUDA) または Surat Municipal Corporation (SMC) にオフィススペースを設置する想定でインド側と調整中です。
2	第6条 (17) 効果的かつ効率的なプロジェクト実施体制	対象地域が複数になるため、複数のローカル人材の雇用を提案することは可能でしょうか。	必要と思われる現地リソースについてご提案ください。
3	第7条 (2)	今回設定する目標値について、現時点で具体	配布資料「基本合意文書 (Record of Discussion

	目標値の設定	的なお考えがあればお知らせ下さい。	(R/D))」および「ムンバイ・アーメダバード高速鉄道駅周辺整備開発技術協力プロジェクト基本計画策定調査での確認事項」記載のとおりです。
4	第7条 (5) ベースライン調査の実施：	「駅周辺開発に関する計画の検討・策定状況及び同分野の人材育成体制の現状にかかる具体的なレビューを行う」ことが明記されていますが、ジェンダー配慮に関するベースライン調査は、新駅建設が見込まれる駅周辺の地方自治体や住民（学生を含む）がヒアリング対象となるのでしょうか。	まずは、インドにおける駅周辺開発におけるジェンダー配慮に関する情報を確認し、本プロジェクトでのジェンダー配慮に係る対応可否について検討ください。
5	第7条 (5) ジェンダー配慮に関するベースライン調査の実施	(現地調査を実施する場合) 調査対象人数の規模は、どの位を想定していますか。	調査対象人数の規模の想定は特段ないため、まずは、インドにおける駅周辺開発におけるジェンダー配慮に関する情報を確認し、本プロジェクトでのジェンダー配慮に係る対応可否について検討ください。
6	第7条 (5) ジェンダー配慮に関するベースライン調査の実施	(現地調査を実施する場合) モデル4駅の周辺地域が調査対象となることを想定していますか。	ご指摘のとおり、モデル4駅の周辺地域が調査対象になることを想定していますが、まずは、インドにおける駅周辺開発におけるジェンダー配慮に関する情報を確認し、本プロジェクトでのジェンダー配慮に係る対応可否について検討ください。
7	第7条 (5)	土地現況調査における具体的な調査内容に	土地現況調査としては、土地の保有状況、現況の

	土地利用現況調査	ついて、現時点で想定されるものがあれば、ご教示いただけないでしょうか。	地価水準、近傍の類似開発地の地価および床のリース料等が調査項目として一般的には想定されますが、モデル 4 駅周辺地区の開発計画の策定状況およびその過程で収集している資料等の活用を図ることを前提としており、基本的には印側の負担で実施をすることを想定しています。しかしながら、印側でこれまで経験がないような調査が必要である場合には日本側で負担を検討しますので、現時点で想定されうる内容をご提案ください。
8	第 7 条 (5) PDM上の指標数値	今回設定する指標数値について、現時点で具体的なお考えがあればお知らせ下さい。	上述の問 3 の回答と同様です。
9	第 7 条 (10) 活動 2-2	交通調査における具体的な調査内容について、現時点で想定されるものがあれば、ご教示いただきたい。	現時点で交通調査における具体的な調査内容までの想定はございません。なお、基本的には、印側の負担で実施予定の交通調査結果の活用を想定しつつ、活動 2-3 の交通アクセス、駅周辺の交通導線計画等の検討を行う上で追加的に実施が必要となるであろう調査内容について詳細計画策定フェーズで検討したいと思っておりますので、現時点で想定されうる内容をご提案ください。
10	第 8 条 (1) 表 Monitoring Sheet Ver.7	時期等は「Ver.6 提出の 6 カ月後」と存じます。ご確認下さい。	ご指摘のとおり、正しくは「Ver.6 提出の 6 カ月後」ですのでお詫びして訂正致します。

11	第8条（1）表 事業完了報告書 (PC/R)	時期等について、PC/R 案を 2026 年 9 月提出でよろしいでしょうか。また、契約履行期間が 2026 年 12 月までのため、PC/R はそれまで提出でよろしいか、併せて伺います。	PC/R 案は 2026 年 9 月にご提出頂き、その後の精算手続き等に鑑み、契約履行期限の 2026 年 12 月の 1 ヶ月前頃までに製本版をご提出頂ければ幸いです。
----	---------------------------	--	---